

第一水源池の壯観

水ノ水ノ

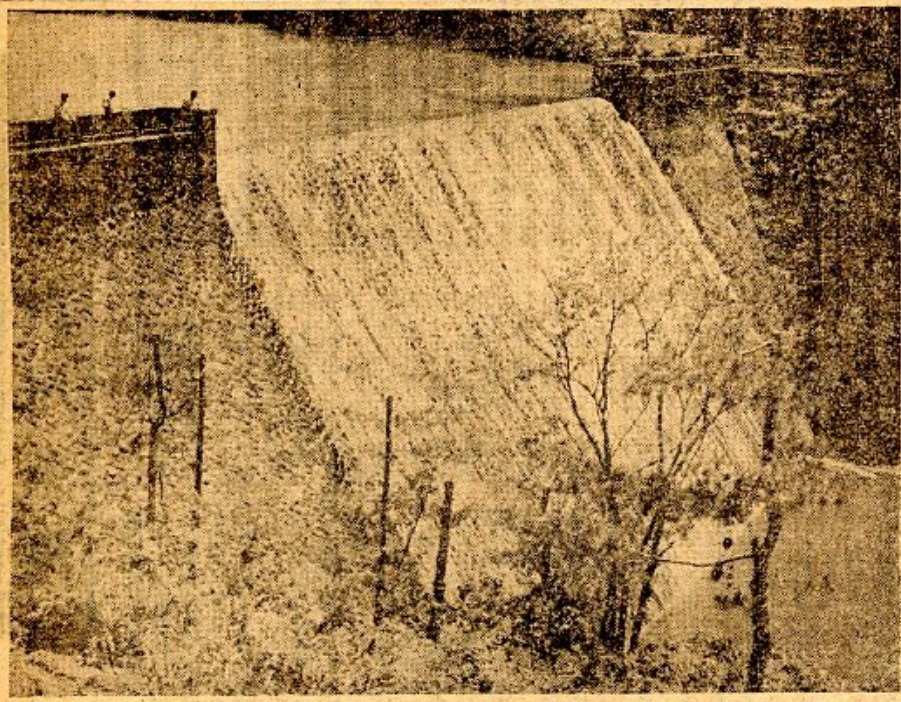
ひとと腹をたぐりてを呑みつくし、押し流してしまふ水。

だが、私達の生活に片時とて欠く事の出来ない水。云うならば私達の生命をまづかる水とも云えましよう。

こゝは、その生命水の根源、第一水源池です。五十二万八千トンの水を満々と湛えたこの美観貯水池は、六月の青空と木々の緑に映えて眠るが如く横たわっています。たゞ溢れ出る水だけが白銀の玉となって、けるか下の淵をめぐり落ちて、壮快な景色を繰り広げています。

全市送水量の約四割、一日六、〇〇〇立方メートルを送る第一水源池は、大正五年創設されたのですが、今では附近一帯美しい遊園地ともなり、春夏秋冬々々趣を異にして私達の一日を楽しませてくれます。

写真は六月の碧空に映えて静と動との美しい調和を示す第一水源池の壯観



市税ニユース

一、七月納期限の市税は

昭和二十八年年度固定資産税第一期分の徴税令書は七月月上旬頃迄にお届け致します。

一、七月の督促状は

市民税第一期分、七月二十日発送致しますので七月二十一日から督促手数料がまいりますからそれまでに納めて下さる様御願ひ致します。

尚此の分には延滞金が既に発生して居りますが指定期限後の八月一日からは別に延滞加算金がつきまします。

一、七月一日からつづく延滞金は

市民税第一期分、此の徴税令書の納期限が六月三十日です。七月一日から税金納付の日まで百円につき一日四角の額で延滞金がつきまします。早く納めて下さい。

◎今年の市税徴税令書の発送

七月 第一期(予定) 所得税
八月 第二期(予定) 所得税
九月 固定資産税第二期
十月 市民税第三期
十二月 固定資産税

病害虫の発生予想

日本の六月と言ふ月は九月と共に多雨多湿で日照時間も少なく気温は十七度—十八度位の日が多く、こうした気象環境は作物の病害虫の発生に好適な条件となる。

大部分の地方は水田では田植、麦、馬鈴薯の収穫の行われる時期で、農家にとつては実に多忙な季節、ともなれば作物病害虫の発生にたいしては早急な対策が早急である。

防除も手おくれになる場合が多い。そこで防除を計画的で経済的なものにするため農林省に報告された諸情報にもとづいて、これから稲熱病の発生を多くする原因ともなっています。

これを稲の生育からみると分けつ最盛期から幼穂形成期が平年よりもおくれ、その結果出穂期が、何れにしても本田期の稲の生育のおくれは、稲熱病の発生と深い関係がある。

今年六月の天候が良好と見えて、稲熱病の発生は充分警戒の要がある。先づ、稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

日までの資料によると(四国)発病は平年並から多少おくれ気味です。発病は並からやや多いようです。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

農林だより

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

稲熱病の発生を抑制するに努めよう。稲熱病の発生を抑制するに努めよう。

田植酒の配給

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

田植酒の配給。田植酒の配給。田植酒の配給。

母子福祉資金の貸付について

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

母子福祉資金の貸付について。母子福祉資金の貸付について。

「ユネスコ」(国際教育科学文化機関)

子どもページ

戦争が終つたのち、苦しめられた人々の心を癒し、世界の平和と結びつけようとする。ユネスコは、そのための活動を行っています。ユネスコは、世界の平和と結びつけようとする。ユネスコは、そのための活動を行っています。

鳥取市のすがた

(11) 新鳥取市の面積と人口の巻

鳥取市のすがた。鳥取市のすがた。鳥取市のすがた。

合併に依る面積と人口の状態

年次	面積	世帯	人口	摘要
明治22年	6.63	5,975	27,769	市制施行
大正12年	10.80	6,981	32,900	富桑村合併
昭和7年	21.90	8,240	41,845	稲葉村合併
昭和8年	40.26	8,990	46,890	中ノ郷・美保村合併
昭和12年	45.15	9,967	50,356	賀露村合併
昭和25年	43.78	13,788	61,721	昭和25年国勢調査
昭和28年	218.02	19,645	96,245	15ヶ村合併

合併村別面積と人口表 (昭和28年3月末住民登録)

旧市村名	面積	世帯	人口	人口密度 (一平方町につき)
計	218.02	19,645	96,245	441
鳥取市	43.78	13,752	62,212	1,421
村	23.06	362	2,109	91
戸和	9.53	280	1,799	189
神大	5.77	422	2,560	444
東大	5.08	522	3,056	602
東大	16.87	267	1,575	93
村	6.62	298	1,833	277
実治	37.08	407	2,428	65
山保	12.14	642	3,539	291
水田	10.21	393	2,082	204
千代	5.11	336	2,042	400
村	12.32	367	2,042	166
村	9.50	257	1,579	166
恒田	11.85	344	2,023	171
田影	5.89	546	3,294	559
倉面	3.21	510	2,072	645

市道占用条例

第一条 本条例に於て市道と称するは道路法に依り市道として認定をなしたる道路及其の附属物を謂う。
(意義及認定)
第二条 市道に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して市道を占用しようとするときは法令に特別の規定のある場合を除くの外此の条例に依り別記一、二の申請書を出して許可又は承認を受けなければならない。
一、電柱、電線、変圧塔、広告塔その他これに類する工作物
二、水管、下水道管、瓦斯管その他これに類する物件
三、鉄道、軌道その他これに類する施設
四、歩廊、雪除け、その他これに類する施設
五、地下街、地下室、通路その他これに類する施設
六、露店、商品置場、その他これに類する施設
七、看板、標識、旗竿、幕、及アーチ等これに類する施設
八、工事用板、足場、詰所その他工事用施設
九、土石、竹木、瓦其の他の工事用材料等
(許可申請)
第三条 前条の許可又は認可を受けようとする者は申請書に左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一、占用場所、位置地、先地名番等
二、占用の期間
三、工作物、物件又は施設の構造
四、占用の目的
五、占有者の住所氏名
六、道路の復旧方法
前項第一号第三号については左の図面及び書類を添付しなければならない。

第四条 占用の期間は水道法(明治三十二年法律第九号)下水道法(明治三十二年法律第三十二号)若しくは地方鉄道法(大正八年法律第五二号)の規定に基づいて設ける水管、下水道管若しくは公衆の用に供する地方鉄道又は瓦斯管、電柱又は電線については十年以内としその他の物件については三年以内とする。
(占用の更新)
第五条 前条の許可又は認可を得た者は左の各号の依り其の権利義務を承継した時は改めて許可又は承認を受けなければならない。
一、占有の許可又は認可を得たもの其の権利を他人に譲渡する場合は双方連署して許可申請書を出さなければならない。
二、占有の許可又は認可を得た者が死亡したときは相続人に於て其の権利義務を承継し相続開始の日より二週間以内其の旨の届出をしなければならない。
三、住所、氏名等を変更した場合。
(損害賠償)
第六条 占用の許可又は認可を得た者が許可承認の条件に違反した為損害を生じたときは賠償の責に任じなければならない。
(工作物施設の検査)
第七条 工作物の施設にありては其の着手前、竣工の場合には検査を受けなければならない。
(占有地の現状の変更)
第八条 占有地の現状を変更した者は検査を受け返還の折には原状に回復しなければならない。
(許可の取消)
第九条 前条の許可又は認可を得たものは占有期間内其の占有部分に属する市道の維持修繕及占用期間終了後道路の復旧方法について其の責に任じなければならない。
(構造変更又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物等)
第十条 構造変更又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物を設けるに足る程度に省略することが出来る、尚利害関係のある場合は隣接地主の同意書を要し他の法令に依り官公署の許可又は承認を要するものにおいて其の許可書又は承認書の原本(原本提出の場合)は閲覧を要する(付する)を必要とする。

Table with columns for '市道占用願' (City Road Occupation Application) and '市道路及附属物等級別表' (Table of Road and附属物 Grades). The table lists various types of roads and structures, their locations, and their corresponding grades and fees.

Table titled '道路及附属物占用料金表' (Road and附属物 Occupation Fee Table). It lists various types of roads and structures, their locations, and their corresponding occupation fees for different grades of land.

豪雨による被害の概要
鳥取市長の印
鳥取市長 何
長之印
鳥取市長 何
指導標柱の場合
鳥取市長 何
某
地土